

特定個人情報ファイル簿

特定個人情報ファイルの名称	(1) 児童手当給付ファイル
実施機関の名称及び事務をつかさどる組織の名称	美濃加茂市 健康福祉部 こども課
特定個人情報ファイルの利用目的	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、美濃加茂市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。 また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
特定個人情報ファイルに記録される項目	別紙
本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	児童手当に係る受給者及び配偶者、対象児童
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人 ・実施機関内の他部署(市民課、税務課) ・行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構) ・地方公共団体(市町村) 上記機関等との法令等に基づく手続きによる
記録情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合は提供先	なし
開示、訂正等の請求を受理する組織の名称及び所在地	〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1 美濃加茂市 健康福祉部 こども課 電話:0574-25-2111
訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律等による特別の手續	なし
電子ファイル・紙ファイルの別	電子ファイル